

★中小企業の資金繰りを改善すべく『約束手形』決済60日に短縮・廃止へ！

～ 2026年までに約束手形が利用廃止されるのをご存知でしょうか？ ～

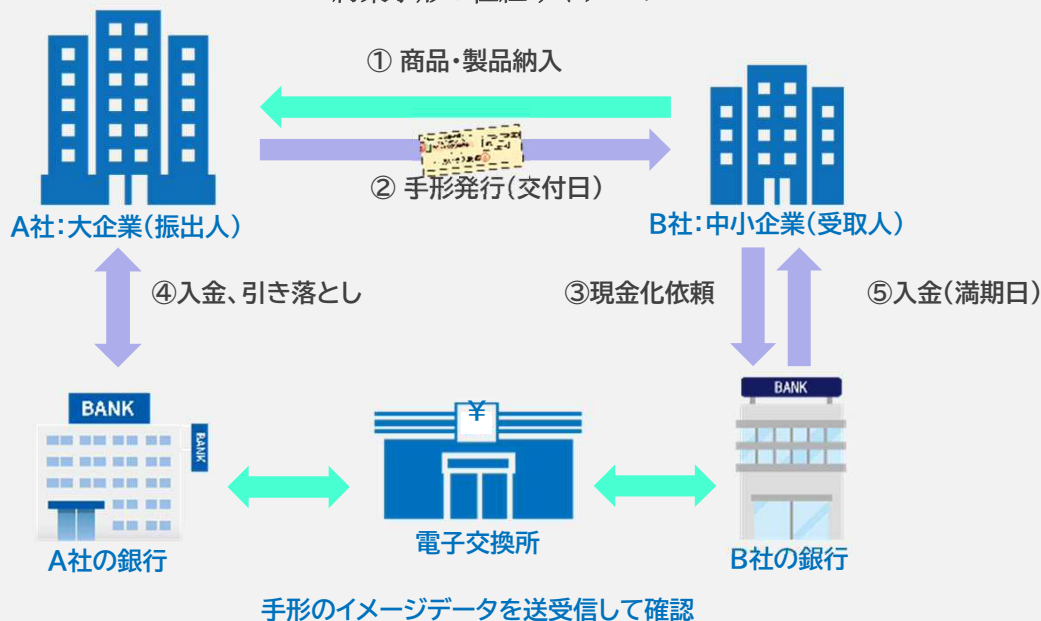
◆はじめに

約束手形とは、期日までに決められた金額の支払いを約束する有価証券の1つです。約束手形の代金を支払う側を「振出人」、代金を受け取る側を「受取人」と呼びます。手形を発行することは「振り出し」といい、振出人が受取人に対して約束手形を振り出すことで、現金での代金決済の代わりにすることが可能です。

改正
1

2024年11月から適用予定
②～⑤にかかる日数を120日→60日に短縮

約束手形の仕組みイメージ



改正
2

2026年までに約束手形が利用廃止される！



2026年度末まで全面的な電子化の方針を示す

電子化活用のメリット

	業務負担軽減	現物管理不要 リスク低減	コスト削減
支払側	手形の発行や郵送作業などの事務負担軽減	ペーパーレス化により紛失・盗難、災害などの心配がない	郵送料や手形帳代金が不要
受取側	WEB取引完結	入金期日に自動入金される	領収書不要

◆約束手形の廃止に伴う代替案「でんさい」とは？

事業者の資金調達の円滑化などを図るべく創設された「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称:でんさいネット)が取り扱う電子記録債権です。紙の手形の問題点を克服した金銭債権として多くの企業が活用しています。

◆さいごに

中小企業にとって、安全な回収、短期サイトの実現、コスト削減に向けた対策は重要です。2026年の約束手形廃止に向けて、今のうちに電子化を検討してみましょう！